

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 警防業務

第1節 管内掌握(第7条～第14条)

第2節 警防計画(第15条～第25条)

第3節 警防訓練(第26条～第32条)

第4節 警防機器(第33条～第37条)

第5節 自衛消防訓練指導(第38条・第39条)

第3章 警防活動

第1節 警防活動組織および任務(第40条～第45条)

第2節 警防活動体制(第46条～第50条)

第3節 警防活動基準(第51条～第58条)

第4節 警防行動(第59条～第98条)

第5節 警防活動結果の検討および研究会(第99条～第106条)

第6節 特別警戒(第107条・第108条)

第4章 非常警備

第1節 非常警備の実施(第109条・第110条)

第2節 警防活動組織の強化(第111条・第112条)

第3節 非常警備活動(第113条～第115条)

第4節 非常招集(第116条～第120条)

第5章 雑則(第121条～第125条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。)、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)等に基づき火災・救助・救急および地震等の災害の警戒、鎮圧ならびに被害を軽減するために行う警防業務および警防活動等について鯖江・丹生消防組合の機能を十分に発揮するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において用語の意義は、次の例による。

- (1) 警防業務とは、警防計画の策定、警防資料の収集、検討および統計、警防調査、警防機械および警防資器材(以下「警防機器」という。)の点検、整備、警防訓練、自警、自衛消防隊の訓練指導ならびにこれらに類する業務をいう。
- (2) 管轄区域とは、鯖江・丹生消防組合消防本部および消防署の設置等に関する条例(昭和44年条例第3号)第4条に定める消防署(以下「消防署」という。)の管轄区域をいう。
- (3) 覚知とは、消防署ならびに消防署の分署および分遣所(以下「署所」という。)が災害の発生を認知したことをいう。
- (4) 火災とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (5) 鎮圧とは、火勢が消防隊の制ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなつたと現場最高指揮者が認めた状態をいう。
- (6) 鎮火とは、現場最高指揮者が再燃のおそれがないと認めた状態をいう。
- (7) 残火処理とは、鎮火後において残り火を点検し、処理することをいう。
- (8) 消防車等とは、消防車、救急車およびその他の消防車両をいう。
- (9) 消防部隊とは、全ての災害に対処するため機械器具を装備した消防職、団員をもつて編成した各隊をいう。
- (10) 部隊運用とは、災害による被害を最小限にとどめるために必要な消防部隊の選定、出動の指令、出向の制限等を行うことをいう。
- (11) 増強部隊とは、現に消防活動に従事している消防部隊に対し、更に補完強化する他の消防部隊をいう。
- (12) 現場最高指揮者とは、災害現場において消防部隊を統括する指揮者をいう。
- (13) 出動指令とは、消防本部情報管制課(以下「情報管制課」という。)から消防部隊または特定の指揮者に対し出動を命ずることをいう。

- (14) 緊急出動とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その被害を最小限にとどめるため、消防部隊が法第26条第2項および第27条に定めるところにより出動することをいう。
- (15) 警防活動とは、災害が発生し、または災害の発生のおそれがあるとき実施する災害の防除、警戒、鎮圧に関する活動もしくは被害の拡大を防止する活動およびこれらの活動に付帯する活動をいう。
- (16) 救助活動とは、救助事故にあたり消防機関が要救護者の危険を排除するために、人力、機械力、器具等を用いて安全な場所に救出するための活動をいう。
- (17) 救急活動とは、救急業務を行うための行動で救急隊の出動から帰署所までの一連の行動をいう。
- (18) 水防活動とは、洪水、浸水、越水等の災害に係る警戒、水防工法の実施、人命の救助等、消防機関の行う行動をいう。
- (19) 特殊災害とは、通常の出動では対応できない災害で、大規模な消防部隊を投入して集中的に火災防ぎよ活動、救助活動または救急活動および避難誘導を行う必要のある災害をいう。
- (20) 異常気象とは、乾燥、地震、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、大雨、洪水、高潮、津波等による災害が発生し、または発生するおそれがある気象等をいう。
- (21) 風水雪害とは、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、洪水、津波、高潮等による災害をいう。
- (22) 警防調査とは、警防活動上必要な地水利および消防対象物等の実態把握をするための調査をいう。
- (23) 災害調査とは、現に発生し、または発生するおそれのある災害の調査および警防活動の災害状況の調査（火災原因および損害の調査を除く。）をいう。
- (24) 警防情報とは、警防業務および警防活動に関する自然現象、社会現象および医療機関の受入状況等の情報をいう。
- (25) 災害情報とは、災害に係る作戦、指揮、広報等の警防活動に必要な情報をいう。

（平15消本訓令5・平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・令2消本訓令4・令6消本訓令6・一部改正）

（警防体制）

第3条 消防本部消防長（以下「消防長」という。）は、警防業務および警防活動を統括する。

2 消防長は、通常の警防体制で警防活動を実施することが困難と認める災害が発生し、または発生することが予測されるときは、災害規模に応じた非常警備を命ずる。

（平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正）

（警防責任）

第4条 消防本部次長（以下「次長」という。）は、この規程の定めるところにより警防業務、警防活動ならびに非常警備について管内の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに、消防本部の総務課長、予防課長、警防課長および情報管制課長（以下「本部課長」という。）ならびに消防署長（以下「署長」という。）以下を指揮監督し、警防施策の万全を期さなければならない。

2 本部課長は、消防長の特命する警防活動等について、職員を指揮監督し署長の行う警防業務の調整および警防活動の効率的運用を図らなければならない。

3 署長は、この規程の定めるところにより所属職員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに、警防業務および警防活動に万全を期さなければならない。

4 消防署副署長（以下「副署長」という。）および消防署の分署長（以下「分署長」という。）は、署長の行う警防業務および警防活動を補佐し、その成果高揚を図らなければならない。

5 消防署課長、副分署長（以下「署課長」という。）および消防署の分遣所（以下「分遣所」という。）の長（以下「所長」という。）以下の各級指揮者は、警防事象の把握、警防活動に関する知識、技能の向上、体力の練成に努めるとともに隊員を教育訓練しなければならない。

6 隊員は、地水利、消防対象物等の状況に精通するとともに、警防活動に関する知識、技能の向上、体力の練成に努めなければならない。

（平15消本訓令5・平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・令4消本訓令3・一部改正）

（関係機関との連絡調整）

第5条 次長は、他の行政機関、医療機関等と緊密な連絡調整を図り、警防業務および警防活動の効率的推進を図らなければならない。

（安全管理の責務）

第6条 安全管理の責務については、鯖江・丹生消防組合消防安全管理規程（昭和60年消防本部訓令第3号。以下「安全管理規程」という。）によるほか、次によるものとする。

(1) 次長および署長は、災害現場における安全管理および訓練の特性に応じた安全管理態勢を確立するため、訓練施設、資器材の整備を行い安全に関する教育を実施し安全の保持に努めなければならない。

(2) 現場最高指揮者は、災害現場の状況を判断し、活動環境の安全確保および部隊活動の安全保持に万全の配慮を払わなければならない。

(3) 各部隊の指揮者は、平素から隊員に対し資器材、装備の管理と適正な運用について教育するとともに、災害現場の活動および訓練に当たっては活動環境、資器材の活用、隊員の行動等の状況を的確に把握し、危険が予測されるときは必要な処置を講ずる等安全確保に努めなければならない。

(4) 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力、技術の練成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力、行動力を養うとともに、警防活動時においては隊員相互が安全に配慮し合い危害防止に努めなければならない。

(平21消本訓令7・令6消本訓令6・一部改正)

第2章 警防業務

第1節 管内掌握

(担当区域の設定)

第7条 署長は、管轄区域内の地水利および消防対象物等の精通を図るため管轄区域を署所の区域に分割して所属職員に対する担当区域を定めなければならない。

(平15消本訓令5・平21消本訓令7・一部改正)

(担当区域の設定基準)

第8条 前条の担当区域は、署所の配置人員、出動区域、消防分団管轄区域等および消防対象物等の状況を勘案して設定するものとする。

(平27消本訓令1・一部改正)

(担当区域等の責任)

第9条 担当区域に担当区域責任者を置く。

2 前条の担当区域責任者は、署課長または所長とし、署所に所属する職員を指揮監督するとともに担当区域内の消防事象の把握に努めなければならない。

(平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(消防水利の指定)

第10条 消防長は、法第21条に基づき消防水利の指定をするときは、関係者の承認を得るとともに必要な処置をとるものとする。

(開発行為)

第11条 消防長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条の規定に基づき開発許可を申請しようとする者から消防の用に供する貯水施設等について同意を求められたときは、都市計画法第33条第1項第2号に定める事項および消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)を勘案し、必要条件を付して同意するものとする。

(令6消本訓令6・一部改正)

(消防水利の安全管理等)

第12条 署長は、消防水利の維持および保全管理に努めなければならない。

(警防調査)

第13条 署長は、管轄区域内の状況を把握するため、次の各号について所属職員の責務に応じ警防調査を実施させなければならない。

(1) 道路、橋梁、地勢およびこれらに類する地理の状況

(2) 消火栓、防火水槽、プール、河川、海、溝渠、池、井戸およびこれらに類する水利の状況

(3) 消防対象物の現況等

(4) 前各号以外で署長が必要と認める事項

(警防調査実施結果の措置)

第14条 署長は、前条に定める警防調査の実施結果については、次により措置するものとする。

(1) 警防計画の樹立または検討

(2) 消防水利施設に関する必要な措置

(3) 前各号以外で必要な措置

2 前項で必要と認められるものについては、消防長に報告するものとする。

(平15消本訓令5・一部改正)

第2節 警防計画

(基本方針)

第15条 次長は、消防力の運用、消防部隊の活動等警防活動上必要な事項について警防計画の基本方針を示すものとする。

(警防計画)

第16条 署長は、前条に定める基本方針に基づき次の各号に掲げる警防計画を当該各号に定める事項について樹立しなければならない。

(1) 特殊消防対象物等警防計画

特殊消防対象物、人命危険の大きい建築物、中高層建築物、大規模建築物、放射性物質関係施設等警防活動上障害のある対象物その他の消防対象物で特に必要と認めるもの

(2) 消防危険地域警防計画

密集地域および消防水利施設の不足等警防活動困難な地域

(3) 集団災害警防計画

大規模救助事象および大規模救急事故ならびに傷病者が同時に多発すると予想される事故

- 2 署長は、前項の警防計画の樹立に当たってはあらかじめ警防課長と協議を行い、計画の適正を期さなければならない。
- 3 第1項に定める消防対象物のうち、警防活動上特に必要と認められるものについては、別に定めるところにより消防対象物構造図および指揮活動上必要な指揮資料等を作成し、警防計画の適正な運用を図らなければならない。

(平15消本訓令5・平21消本訓令7・一部改正)

(警防計画作成内容の基準)

第17条 前条第1項各号の警防計画を樹立する場合において、次の各号に掲げる項目を定めるものとする。ただし、警防計画の樹立対象により、その一部を省略することができる。

- (1) 指揮体制
- (2) 消防部隊の編成および運用要領
- (3) 火災防ぎよ活動実施要領
- (4) 救助活動実施要領
- (5) 救急活動実施要領
- (6) 特殊活動実施要領
- (7) 災害調査、情報収集、補給活動等警防活動に付帯する活動実施要領
- (8) 関係機関との連携要領
- (9) 安全管理
- (10) 前各号以外で必要な項目

(警防計画作成対象物の基準)

第18条 第16条第1項各号に定める警防計画作成対象物の基準は、次のとおりとする。

- (1) 重要建築物
消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる対象物のうち次に定めるものとする。
ア (15)項の対象物のうち、市役所および町役場等住民の権利および基本的生活に重大な影響を及ぼすおそれのある対象物
イ (17)項および(18)項の対象物
- (2) 人命危険の大きい建築物
令別表第1に掲げる対象物のうち、次に定めるものとする。
ア (6)項の用途に供する部分の面積が300平方メートル以上のもの
イ (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(7)項および(9)項イの用途に供する部分の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 中高層建築物
4階以上の建築物
- (4) 大規模建築物
木造建築物で延面積が2,000平方メートル以上のもの
- (5) その他の消防対象物
前各号を除くほか、人命危険の高い対象物または毒物、劇物、高圧ガス、可燃性ガス、放射性同位元素および危険物を貯蔵し製造し、または取扱う対象物で警防活動に重大な支障を及ぼすおそれのある対象物
- (6) 密集地域
ア 木造家屋が密集した地域の面積が20,000平方メートル以上あり、かつ、その地域周辺の消防水利が不足し、消火困難が予想される地域
イ 沿岸地域の木造家屋が密集した地域が10,000平方メートル以上あり、消火困難が予想される地域
(平15消本訓令5・平21消本訓令7・平27消本訓令1・平29消本訓令3・一部改正)

(警防計画の承認)

第19条 署長は、第16条の警防計画を樹立したとき、または改正したときは、消防長に報告し承認を受けなければならない。

(平15消本訓令5・一部改正)

(警防資料等の整備)

第20条 署長は、警防活動上必要な資料の入手、もしくは警防計画に関する図書の整備に努めるとともに、署所と密接な連絡を取り、関連する事項を検討して警防業務の万全を図らなければならない。

(平15消本訓令5・一部改正)

(計画等の検討、修正)

第21条 署長は、前条に規定する資料または図書が実情に合致しないときは、速やかに修正して消防長の承認を得、その内容を警防課長ならびに副署長、分署長および所長(以下「署所長」という。)に通知し、および所属職員に周知して、これの適正な運用を期するものとする。

(平15消本訓令5・平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(火災警報の発令および措置)

第22条 消防長は鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則(平成18年規則第1号)第4条により火災警報が発令されたときは、非常警備体制をとらなければならない。

2 情報管制課長は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報、およびその他警防活動上必要な情報の収集に当たるものとする。

3 署長は、火災警報が発令されたときは、次の各号について必要な措置を講ずるものとする。

(1) 関係機関に対する協力要請および警防情報の収集

(2) 異常気象時等においては別表第1の警戒体制の確立を図る。

(3) 鯖江・丹生消防組合火災予防条例(平成17年条例第3号。以下「予防条例」という。)第29条に定める火の使用の制限に係る広報および警戒の実施

(4) その他必要な事項

(平17消本訓令4・平21消本訓令7・一部改正)

(特殊災害等の措置)

第23条 警防課長は、特殊災害、異常気象、風水雪害(以下「特殊災害等」という。)の状況が悪化し非常警備を実施する必要があると認めるときは、その実施に必要な情報を収集し、様式第6号にて署長に報告しなければならない。

2 署長は、異常気象時において、別表第1、別表第2または別表第3の警戒体制をとるものとする。

(平15消本訓令5・平17消本訓令4・一部改正)

(震災時等の措置)

第24条 震災時等には、別に定める鯖江・丹生消防組合震災警防規程(令和6年本部訓令第5号)に基づき必要な措置をとるものとする。

(平15消本訓令5・令6消本訓令6・一部改正)

(揚煙行為等の届出処理)

第25条 署長は、予防条例第60条に定める消防活動上障害のある行為の届出があつた場合は、届出内容の調査または現地調査を行い、その旨を当該届出に記載し処理するものとする。

2 署長は、前項の届出のうち火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為および煙火の打上げまたは仕掛けについて、必要と認めるときは、消防長に報告しなければならない。

3 署長は、第1項に規定する届出のうち消防活動上特に障害がある事象については、必要な措置を講ずるとともに警防課長および署所長に通報するものとする。

4 署所長は、はしご車の架梯障害、車両通行障害、ホース延長障害等消防活動上支障があるときは、障害の排除、改善および現場における連携活動体制について関係者と協議しておくものとする。

(平15消本訓令5・平21消本訓令7・一部改正)

第3節 警防訓練

(指針)

第26条 次長は、警防訓練を効果的に推進するため、その指針を示すものとする。

(計画)

第27条 署長は、前条の指針に基づき管内の特性を考慮して訓練の重点を定め、年間警防訓練計画を樹立するものとする。

(訓練の種別)

第28条 警防訓練は、本部訓練および所属訓練としその内容は次の各号による。

(1) 本部訓練

各種訓練により習熟した技術を効果的に発揮し、総合的な警防活動技術の錬磨および部隊運用技術の向上を図るため消防本部、消防署および消防団が合同で行う大規模な消防部隊の訓練でその都度実施要領を定めて行うものをいい、関係機関が同時に参加する場合は「総合」を冠称する。

(2) 所属訓練

ア 基本訓練

警防活動の基本的技術および行動の習熟を図るため行うもの

イ 図上訓練

図面またはこれらに類するものを利用し、警防活動の技術および行動の習熟を図るため行うもの

ウ 応用訓練

基本訓練、図上訓練の応用により警防活動の技術および行動の習熟を図るため行うもの

エ 出動訓練

消防部隊の出動態勢の迅速化を図るため行う訓練

(平27消本訓令1・一部改正)

(訓練の実施)

第29条 署長は、所属職員に対して警防活動に必要な動作、操作および小隊の活動について習熟させるため、計画的に訓練を実施しなければならない。

2 警防訓練実施に関し必要な事項は、別に定める。

(訓練指揮者等)

第30条 警防訓練時の安全管理規程第4条および第5条に定める安全責任者および訓練指揮者は、各級指揮者等と連携を密にし技能管理に必要な知識、技術に関する指導上の助言を積極的に行うものとする。

(警防訓練実施の記録)

第31条 警防訓練実施の結果は、第28条第1号に係るものは消防本部警防課(以下「警防課」という。)において、第28条第2号に係るものは署所において記録しておくものとする。

2 前項の記録結果は、随時消防長に報告しなければならない。

(平15消本訓令5・平17消本訓令4・一部改正)

(警防活動技術の効果確認)

第32条 消防長は、警防活動技術の効果を確認するため、年1回以上または、警防活動上必要と認めるときは特別点検を実施し、その内容を検討評価して警防活動および警防訓練に反映させるものとする。

(平15消本訓令5・一部改正)

第4節 警防機器

(警防機器の種別等)

第33条 警防機器は、消防車等とする。

2 消防車は、その用途により次のように区分する。

(1) 消防ポンプ車

普通ポンプ車、水槽付ポンプ車等、吸送水を主たる目的とする車両

(2) 特殊車

化学車、はしご車、救助工作車等高所作業および特殊な警防活動を主たる目的とする車両

(平27消本訓令1・一部改正)

(警防資器材の種別等)

第34条 警防資器材は、次のとおりとし、種別ごとの品名は別表第4のとおりとする。

(1) 吸水器具

(2) 放水器具

(3) 特殊作業器具

(4) 救助器具

(5) 保安器具

(6) 通信器具

(7) その他の資器材

(配置等)

第35条 警防課長は、警防機器の機能等を考慮してその配置を適正に行うとともに警防活動上必要と認めるときは、警防機器の実態を調査しなければならない。

(技術指導)

第36条 警防課長は、警防機器取扱の技術向上を図るため、必要に応じ技術指導を行い技術管理の適正を図るとともに必要な養成事項は別に定めるものとする。

(平15消本訓令5・一部改正)

(点検整備等)

第37条 署長は、配置されている警防機器の性能の把握に努めるとともに常に効果的に利用できるよう点検、整備を行い適正な運用を図るものとする。

2 警防機器を取扱う者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努めなければならない。

第5節 自衛消防訓練指導

(自衛消防訓練指導)

第38条 署長は、法第8条および第8条の2の規定に基づく事業所が行う消防訓練について、必要に応じ指導するものとする。

(住民の消防訓練指導)

第39条 署長は、住民または前条に該当しない事業所等が行う消防訓練について指導を求められたときは、必要に応じ指導するものとする。

第3章 警防活動

第1節 警防活動組織および任務

(警防本部および大隊本部の設置)

第40条 警防活動組織として消防本部に警防本部を、消防署に大隊本部を設置する。設置した場合は、様式第7号にて消防長に報告しなければならない。

(令3消本訓令9・一部改正)

(警防本部の組織および任務)

第41条 警防本部の組織および任務は、次の各号による。

(1) 非常時以外の場合

鯖江・丹生消防組合消防本部の組織に関する規則(昭和54年規則第1号)の例により処理する。

(2) 非常時の場合

別表第5により処理する。

- 2 警防本部に警防本部長(以下「本部長」という。)および警防副本部長(以下「副本部長」という。)を置く。
- 3 本部長は、消防長とし警防本部を統括する。
- 4 副本部長は、次長とし本部長を補佐する。
- 5 副本部長は、通常警備における本部長の職務を代行する。
- 6 鯖江市・越前町に災害対策本部が設置された場合、鯖江市災害対策本部付、越前町災害対策本部員は消防長とする。消防長に事故あるときまたは不在となる場合は次長をもって充て、警防本部長の職務は警防課長が代行する。また鯖江市災害対策本部、越前町災害対策本部の連絡員は本部長または副本部長が指名する。
- 7 各班における統括責任者が警防本部に到着するまでは、各班本部員の上位の階級にあるものが代行する。また、統括責任者に事故ある場合についても同様とする。
- 8 警防本部員は、本部各課に所属する職員とし上司の命を受けて警防本部の任務を遂行する。ただし、本部長が必要と認めるときは、その他の職員を警防本部員に充てることができる。
- 9 警防本部の設置は、本部長が必要と認めた場合に設置する。

(平21消本訓令7・平25消本訓令1・平27消本訓令1・平30消本訓令4・令2消本訓令4・令6消本訓令6・一部改正)

(大隊本部の組織および任務)

第42条 大隊本部の組織および任務は、次の各号による。

(1) 非常時以外の場合

鯖江・丹生消防組合消防署の組織に関する規程(昭和54年消防本部訓令第1号)の例により処理する。

(2) 非常時の場合

別表第6により処理する。

- 2 大隊本部に大隊本部長および大隊副本部長を置く。
- 3 大隊本部長は署長とし、大隊本部を統括する。
- 4 消防署大隊副本部長は副署長、丹生分署大隊副本部長は分署長とし、大隊本部長を補佐する。
- 5 各班における責任者が大隊本部に到着するまでは、各班本部員の上位の階級にあるものが代行する。また、責任者に事故ある場合についても同様とする。
- 6 大隊本部員は消防署所属職員とし、上司の命を受けて大隊本部の任務を遂行する。ただし、大隊本部長が必要と認めるときは、その他の職員を大隊本部員に充てることができる。
- 7 大隊本部の設置は、大隊本部長が必要と認めた場合に設置する。

(平21消本訓令7・平25消本訓令1・平27消本訓令1・平30消本訓令4・令2消本訓令4・一部改正)

(部隊編成)

第43条 消防部隊は、次の各号に掲げる編成基準によるものとする。ただし、災害の状況によりこの基準によらないことができる。

- (1) 大隊は、2以上の中隊をもつて編成し、大隊長には署長を充てる。
- (2) 中隊は、2以上の小隊をもつて編成し、中隊長には署課長を充てる。ただし、署長が編成上必要と認めるときは、消防司令の階級にある者を充てることができる。
- (3) 小隊は、消防車等各1両を単位として編成し、小隊長には原則として消防司令補を充てる。ただし、署長が編成上必要と認めるときは、消防士長の階級にある者を充てることができる。

(平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(部隊の呼称)

第44条 部隊の呼称は、次の各号による。

- (1) 中隊名は、中隊の前に第1その他の序数詞を冠称する。
- (2) 小隊名は、小隊の前に車両名を冠称する。

(消防隊等の任務)

第45条 消防隊は、消防車等およびこれに乗り組む隊員をもつて編成し、災害全般にわたる警防活動を任務とする。

- 2 救助隊は、救助工作車、水槽付消防ポンプ車、はしご車またはその他の車両およびこれに乗り組む隊員をもつて編成し、救助活動を主たる任務とする。
- 3 救急隊は、救急車およびこれに乗り組む隊員をもつて編成し救急活動を主たる任務とする。
- 4 安全管理隊は、消防車等およびこれに乗り組む隊員をもつて編成し、災害全般における公務災害の防止および軽減を主たる任務とする。

(平21消本訓令7・平25消本訓令1・平27消本訓令1・一部改正)

第2節 警防活動体制

(部隊等の掌握)

第46条 副本部長は、常に消防部隊の編成、配備および出動、警防機器の確保等出動不能の状況ならびに消防通信等を掌握して災害に備えなければならない。

2 大隊長は、前項に準じて所轄の消防部隊を掌握し、部隊運営上支障があると認めるときは、必要な措置を指示するものとする。

3 中隊長は、所属中隊を掌握し、消防事象に応ずる体制を整えなければならない。

(平27消本訓令1・一部改正)

(出動不能時の即報)

第47条 中隊長は、消防部隊に次の各号の事由が発生した場合は、直ちに大隊長に即報するとともに必要に応じ警防課長に報告するものとする。

(1) 消防小隊等の消防車等に変更があつた場合

(2) 警防調査および災害現場から引揚げ途上事故等が発生した場合

(平15消本訓令5・平27消本訓令1・一部改正)

(予備車の確保)

第48条 中隊長は、第1出動車両の出動不能時に備え、所属する予備車の機能を確保しておかななければならない。

2 中隊長は、次の各号に該当するときは、予備車等による消防小隊等を編成しなければならない。ただし、特殊車等で代替車がない場合はこの限りでない。

(1) 第1出動車両が出動不能になつた場合または長時間にわたり出動不能になると予想される場合

(2) 大隊長から編成に関し特に指示があつた場合

(3) 大隊長は、出動体制上必要があると認めて予備車等による消防小隊等を編成したときは、警防課長に即報しなければならない。

(平15消本訓令5・平27消本訓令1・一部改正)

(警防情報および措置)

第49条 署長は、消防部隊の運用に関係ある水道等の断滅水、交通障害、揚煙その他の特異な事象(以下「警防情報」という。)を常に掌握し、消防部隊の運用に備えとともに、必要事項については、情報管制課および関係署所に通報するものとする。

2 署長は、警防情報を知つたときは、警防課長に即報するとともに、これに対応する警防活動体制を維持強化し、必要に応じて次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 警防活動の実施

(2) 火災予防措置の実施

(3) 広報活動の実施

(4) 警防機器の点検、および確保

(5) その他必要と認める事項

(平21消本訓令7・一部改正)

(医療情報)

第50条 署長は、救急隊の運用および医療機関への医療情報の把握に努めるものとする。

2 救急隊は、医療機関の情報を収集し、診療科目その他必要な事項について署長に報告しなければならない。

第3節 警防活動基準

(警防活動種別)

第51条 警防活動を次のとおり区分する。

(1) 火災防ぎよ活動

建物、車両、山林原野、船舶その他の火災の消火に関する活動

(2) 救助活動

第2条第16号に定める活動またはこれらの目的を達成する工作、破壊等の活動

(3) 救急活動

第2条第17号に定める活動またはこれらに類する活動

(4) 水防活動

第2条第18号に定める活動およびこれらに類する活動

(5) 特殊災害活動

第2条第19号から第21号に定める活動およびこれらに類する活動

(6) その他の活動

火災の未然防止、危害の排除および誤報、虚報等で前各号に該当しない活動

2 前項の警防活動に付帯する活動を次のとおり区分する。

(1) 災害調査

災害状況、活動状況および死傷者等の調査に係る活動

(2) 災害情報収集

指導および広報活動に必要な情報を収集する活動

(3) 災害広報

警防活動の円滑化、災害防除等のための災害現場周辺の住民等に対して行う広報活動

(4) 警戒区域の設定

火災警戒区域および消防警戒区域の設定に係る活動

(5) 補給

災害現場等において警防活動に従事している者に対する燃料、食糧、飲料等の調達、配布に係る活動

(6) 報道活動

報道機関を対象とする災害状況の発表

(平17消本訓令4・平21消本訓令7・一部改正)

(出動種別)

第52条 出動種別は、次のとおりとする。

(1) 災害出動

火災、救助、救急、水災その他の活動を実施するための出動および緊急配備

(2) 調査出動

事後覚知火災の出動または災害調査もしくは警防情報の収集等の出動

(3) 訓練出動

警防訓練実施のための出動

(4) 業務出動

警防調査、自警・自衛消防隊訓練指導等署外業務のための出動

2 緊急出動は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの

(2) 前項第2号のうち災害調査で緊急性のあるもの

(平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(出動区域等)

第53条 火災、救助、救急その他の災害およびその出動消防車等について必要な事項は、別に定める。

2 前項以外の出動については、警防本部の指令または大隊長の命令による。

(平15消本訓令5・平27消本訓令1・一部改正)

(出動区分)

第54条 消防部隊の緊急出動区分は次のとおりとする。

(1) 通常出動

前条第1項に定める出動

(2) 特命出動

本部長または現場最高指揮者の命令による基本出動以外の出動

(平15消本訓令5・平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(出動順位)

第55条 通常出動は、次の定める基準による。

(1) 第1出動

災害発生の覚知と同時に出動するもの

(2) 第2出動

第1出動部隊の現場最高指揮者の第2出動要請により出動するもの

(3) 第3出動

第2出動までの消防部隊の現場最高指揮者および消防長が第3出動の必要があると認めるとき出動するもの

2 特命出動は、出動順位によつて第1次その他の序数詞を冠称する。

(平15消本訓令5・平27消本訓令1・一部改正)

(緊急出動の原則)

第56条 消防部隊の緊急出動は出動指令による。ただし、職員が発見、駆け付け等による覚知またはその他緊急措置を必要とする場合はこの限りでない。

(平27消本訓令1・一部改正)

(増強部隊の出動要請)

第57条 現場最高指揮者は、災害状況により消防部隊を増強する必要があると認めるときは、情報管制課を介して増強要請をしなければならない。

2 情報管制課は、第54条に定める出動区分および第55条に定める出動順位に基づき出動指令を示達しなければならない。

(平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(区域外への出動)

第58条 管轄区域外への応援出動は、福井県広域消防相互応援協定書等に基づくものとする。

2 緊急消防援助隊の派遣については、緊急消防援助隊福井県応援等実施計画および鯖江・丹生消防組合緊急消防援助隊応援等運用要綱に基づくものとする。

- 3 その他、消防長の特命による。
(平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・平29消本訓令3・令6消本訓令6・一部改正)
- 第4節 警防行動
(本部長等の出動)
- 第59条 本部長は、第3出動の火災に出動する。ただし、特異な災害等で本部長が特に必要と認めるときは出動することができる。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (警防指揮本部幕僚等の出動)
- 第60条 第68条に定める警防指揮本部幕僚および警防本部員は、第3出動の火災または特殊な災害等の場合において出動する。
- 2 警防本部員は、第2出動の火災または特異な災害等で本部長または所属長の特命により出動する。ただし、第2出動の火災においては、大隊長の指揮下に入ることを原則とする。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (大隊長の出動)
- 第61条 大隊長は、第2出動以上の火災に出動する。ただし、特異な災害等で大隊長が警防活動上必要と認めるときは出動することができる。
(大隊指揮本部幕僚等の出動)
- 第62条 第68条に定める大隊指揮本部幕僚は、第2出動の火災の場合において出動し、特異な災害等で警防活動上必要と認める場合において大隊長の命令により出動する。
- 2 前項以外の本部員は、第2出動の火災または大隊長の特命により出動する。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (中隊長等の出動)
- 第63条 中隊長以下の隊員の出動は、第56条の規定によるほか大隊長が必要と認めるときとする。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (消防団員の出動)
- 第64条 組織法第15条第3項に定める消防団員の出動および警防行動について必要な事項は、別に定める。
- 2 消防団の出動区域にあつては、別表第10のとおりとする。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (出動態勢)
- 第65条 各部隊の指揮者は、出動指令を受けたとき、または既に災害が発生し出動が予測されるときは出動順路の選定、警防任務の確認、地利、消防水利の確認、積載警防資器材の確認および積載等を行い、出動態勢の万全を期さなければならない。
(平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)
- (出動途上の判断)
- 第66条 小隊長は、災害出動に際しては、的確な順路をとらなければならない。
- 2 小隊長以上の指揮者は、災害出動途上においても災害情報の収集に努め、適切な初動措置判断をとらなければならない。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (指揮組織)
- 第67条 出動規模に応じた指揮組織は、別図のとおりとする。
(平27消本訓令1・一部改正)
- (指揮体制)
- 第68条 火災現場の指揮体制は、火災の規模に応じ次の表による。

鯖江市管内			
出動順位	第1出動	第2出動	第3出動
指揮体制	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
指揮本部名称	中隊指揮本部	大隊指揮本部	警防指揮本部
指揮本部長	中隊長	大隊長	警防本部長
幕僚		中隊長 署課長 北中山分遣所長	警防課長 大隊長 中隊長 署課長 北中山分遣所長
署待機		副署長	副署長
分署待機		分署長 副分署長 朝日分遣所長	分署長 副分署長 朝日分遣所長

		越前分遣所長	越前分遣所長
越前町管内			
幕僚		分署長 中隊長 朝日分遣所長 越前分遣所長	警防課長 大隊長 分署長 中隊長 朝日分遣所長 越前分遣所長
署待機		副署長 署課長	副署長 署課長
分署待機		副分署長	副分署長
警防本部が設置された場合			
警防本部		消防長 次長 総務課長 警防課長 情報管制課長	次長 総務課長 情報管制課長
本部員		総務課員 警防課員 情報管制課員	総務課員 警防課員 情報管制課員
備考 警防本部が設置された場合、副署長は安全管理隊を指名し現場に派遣する。			

(平17消本訓令4・平21消本訓令7・平25消本訓令1・平27消本訓令1・令4消本訓令3・一部改正)

(その他の災害の指揮体制)

第69条 特殊災害および非常警備を実施するその他の災害等に係る指揮体制は、災害の規模に応じ前条の指揮体制を準用する。

(指揮本部長等の代行)

第70条 指揮本部長および小隊長に事故ある場合の代行基準は、別表第7のとおりとする。

(現場最高指揮者)

第71条 指揮本部長が災害現場に到着するまでの間における現場最高指揮者は、災害現場にある上位の階級にあるものとする。

(指揮命令系統)

第72条 指揮命令は、現場最高指揮のもとに第67条に定める指揮組織により簡明かつ的確に示達しなければならない。

(指揮本部の設置)

第73条 指揮本部長は、消防部隊の掌握および災害状況の把握に最も適した位置に指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部長は、災害状況等により消防部隊に対する指揮命令および活動統制等の円滑を期す必要があるときは、前進指揮所を設置し、指揮本部任務を補充させることができる。

(指揮本部)

第74条 指揮本部の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災対象物の把握および警防活動に必要な資料の収集
 - (2) 災害状況、警防活動状況の把握および作戦の決定
 - (3) 部隊担当指揮者の任務の指定
 - (4) 消防部隊の配備
 - (5) 消防部隊の増強および消滅の決定
 - (6) 災害情報の収集、報告および災害広報
 - (7) 被災対象物の関係者および関係機関との連絡
 - (8) 警戒区域設定範囲の決定
 - (9) 危害防止措置
 - (10) 警防活動に支障となる物件の排除措置
 - (11) 災害の拡大を防止するために行う消防対象物およびこれらのもののある土地の使用、処分、使用制限等の決定
 - (12) 報道対応
 - (13) 前各号以外で必要と認める事項
- (平29消本訓令3・一部改正)
- (指揮本部長)

第75条 指揮本部長は、当該指揮本部および出動各隊を統括指揮し、警防活動の方針を決定して情勢に適応する部隊配備を定め、ならびに現場における消防部隊の中核として前条に定める任務を遂行し、最大の警防活動効果を上げるよう努めなければならない。

2 指揮本部長は、上級指揮者が現場に到着したときは、災害状況および警防活動概要を速やかに報告するものとする。この場合において上級指揮者は、報告内容から判断し自ら指揮をとる必要があると認めるときは、「指揮宣言」により指揮本部長として指揮に当たることができる。

3 指揮者は、前項の「指揮宣言」をもつて移行する。

(平27消本訓令1・一部改正)

(幕僚)

第76条 幕僚は、次の各号の任務を積極的に遂行して当該指揮本部長を補佐するとともに指揮本部長の命により局面の指揮、特定任務等を行い、警防活動が効果的に行われるよう努めなければならない。

(1) 活動方針および応援要請の検討

(2) 各種情報の収集分析および統合

(3) 燃料および食糧等の補給の検討

(4) 現場広報

(警防本部長)

第77条 本部長は、警防指揮本部を統括する者として第75条に定める任務を遂行する。

(平21消本訓令7・一部改正)

(大隊長)

第78条 大隊長は、大隊指揮本部を統括する者として第75条に定める任務を遂行する。

(平21消本訓令7・一部改正)

(中隊長)

第79条 中隊長は、中隊指揮本部長として第75条に定める任務を遂行する。ただし、第1指揮体制で大隊指揮本部が配置されたときは、大隊長の命を受け小隊長以下を指揮し、および速やかに自己担当部隊の活動方針を決定し、消防活動に当たるものとする。

2 第2指揮体制で出動する中隊長は、大隊長の命を受け増強部隊を指揮し、消防活動に当たるものとする。

(平27消本訓令1・一部改正)

(小隊長)

第80条 小隊長は、中隊長の命を受け小隊を指揮し速やかに隊員の担当任務を決定し、消防活動に当たるものとする。

(隊員)

第81条 隊員は、自己隊の任務を的確に把握して、更に習得した技能を最高度に発揮し、および資器材を十分に活用して消防活動に当たるものとする。

(平15消本訓令5・平17消本訓令4・令6消本訓令6・一部改正)

(火災防ぎよ活動の基本)

第82条 火災防ぎよ活動に当たっては、人命救助を優先し、延焼防止を主眼に消防部隊の総合力を発揮して被害の軽減に努めなければならない。

2 現場最高指揮者は、火災の状況が変化し、または火災の拡大が予想されるときは火災状況、消防部隊の状況等を総合的に判断し適切な措置をとらなければならない。

3 各部隊の指揮者は、火災現場に到着したときは速やかに火災の状況を判断して的確な初動措置を迅速に行い、現場最高指揮者の統括指揮のもとに統制ある活動を行わなければならない。

4 各隊は、総合連携を密にして警防機器および消防対象物の施設を効果的に活用し、火災防ぎよ活動をしなければならない。

(平21消本訓令7・平27消本訓令1・令6消本訓令6・一部改正)

(火災防ぎよ活動の原則)

第83条 火災防ぎよ活動の原則は、次の各号によるものとする。

(1) 先着隊は、延焼危険の最も大きい方面を防ぎよすること。

(2) 後着隊は、各隊相互の連携を密にして包囲態勢をとること。

(3) 注水は、効果的に行い水損防止に努めること。

2 署長は、前項の原則に基づき所属職員を教育訓練し、火災防ぎよ活動に万全を期さなければならない。

3 各級指揮者および隊員は、第1項の要領により効果的な防ぎよ活動を行うよう努めなければならない。

(救助活動の原則)

第84条 救助活動は、要救助者の安全確保を主眼とし、他の警防活動を優先して行わなければならない。

2 救助活動は、要救助者の状況を的確に判断するとともに救助隊、救急隊および消防隊は相互の連携を密にして状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救助効果を上げるものとする。

3 救助隊の組織、運用および救助活動上必要な事項は別に定める。

(救急活動の原則)

第85条 救急活動は、傷病者の人命救護および傷病悪化の防止を目的とし、次の各号によらなければならない。

- (1) 傷病者を観察し、および必要な救急処置を行い、適切な傷病者管理に努めること。
- (2) 傷病者を医療機関その他の場所に安全かつ適切に搬送すること。
- (3) 傷病者がその症状に適応した医療を速やかに受けられるよう努めること。
- (4) 搬送に当たっては、傷病者本人または家族等の意思を努めて考慮すること。

2 救急隊は、法第2条第9項に定める救急業務を行うものとし、救急業務運用上必要な事項は別に定める。

3 現場最高指揮者は、災害現場において必要と認めるときは、救急隊以外の消防隊を救急活動に従事させることができる。

(平17消本訓令4・平27消本訓令1・令6消本訓令6・一部改正)

(水防活動の原則)

第86条 水防活動は、人命救助を主眼とし河川、道路、公共施設および公共に重大な影響を及ぼすその他の対象物に対する水害防ぎよのため、応急処置を行うことを原則とする。

2 水防活動は、火災防ぎよ、救助、救急の諸活動に支障のない警防体制を確立して行うものとする。

(平17消本訓令4・旧第87条繰上)

(特殊災害活動の原則)

第87条 特殊災害活動は、人命救助を主眼とし、二次災害を想定し、安全確認を最優先としなければならない。

2 特殊災害活動は、その分野における各関係機関の意見、助言を積極的に求めるものとする。

3 その他、必要な事項は別に定める。

(平17消本訓令4・追加)

(その他の警防活動)

第88条 第51条第1項第6号に定めるその他の活動にかかる現場措置は、現場最高指揮者の指示による。

2 その他の活動に該当する事案のうち危険物の流出、飛散、可燃性ガスの漏洩等に係る活動は、火災警戒区域の設定を優先して実施するものとする。

(平21消本訓令7・一部改正)

(火災警戒区域等の設定)

第89条 現場最高指揮者は、災害現場で法第23条の2、法第29条第2項および第3項ならびに法第30条第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、災害状況措置を的確に判断して処置し、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

(不測の事態に対する措置)

第90条 各部隊の指揮者および隊員は、警防活動にあたり不測の事態が発生し緊急に措置を必要とする場合は、自己の判断により所要の応急処置をとり、事後速やかに現場最高指揮者に報告しなければならない。

(平21消本訓令7・一部改正)

(火災警戒区域)

第91条 現場最高指揮者は、法第23条の2の規定により火災警戒区域を設定する必要があると認めるときは、迅速に警戒区域を設定し災害広報を行うとともに、区域内における火気の使用禁止、住民等に対する避難指示、区域内への進入禁止等二次的災害防止に努めなければならない。

2 現場最高指揮者は、火災警戒区域を設定するときは、前項によるほか次の要領により必要な措置をとらなければならない。

(1) 火災警戒区域は、住民等の行動が警防活動に支障を及ぼすおそれのある範囲および二次的災害が発生するおそれのある範囲とすること。

(2) 火災警戒区域には、警防資器材を用いて設定区域を標示し警戒人員を必要箇所に配置すること。

3 現場最高指揮者は、前項により設定した区域を災害の推移に応じて、縮小、拡大または解除するものとする。

4 現場最高指揮者は、必要に応じて火災警戒区域の設定および警戒人員の配置について警察官に協力を求めることができる。

(平27消本訓令1・一部改正)

(火災警戒区域に準ずる警戒区域の設定)

第92条 火災、水災および法第23条の2に定める危険物の流出、飛散等の災害以外で警防活動実施にあたり警戒区域を設定する必要があるときは、前条の規定を準用して設定するものとする。

(関係者の招集)

第93条 現場最高指揮者は、災害状況および被災対象物の状況を早急に把握するため必要に応じ被災対象物の関係者を指揮本部等に招集することができる。

(平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

(災害調査)

第94条 第51条第2項第1号に定める災害調査は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 被災対象物の棟別、名称、構造様式、業態および責任者氏名
- (2) 被災面積、災害状況および損害額
- (3) 災害発生原因

- (4) 死傷者、被救出者、行方不明者等の氏名、性別、年齢、住所
- (5) 被誘導者の性別、人数
- (6) 傷病者の搬送先ならびに傷病名およびその程度
- (7) 災害の推移ならびにその時刻
- (8) 救助活動の推移およびその時刻
- (9) 消防活動の出動状況および活動状況
- (10) 前各号以外で災害状況の把握および警防対策上必要な事項

2 災害調査は、現場最高指揮者が指名した者が担当するものとする。

(平27消本訓令1・一部改正)

(災害情報収集)

第95条 第51条第2項第2号に定める災害情報の収集は、災害情報の観察、関係者および付近住民等からの事情聴取等により別表第8に掲げる事項について緊急性の高いものから優先して行うものとする。

2 災害情報の収集は、現場最高指揮者が指名した者が担当するものとする。

3 各部隊の指揮者は、前項の規定にかかわらず、担当方面の災害情報の収集に配慮し、必要な情報を得たときは、現場最高指揮者に即報しなければならない。

(平21消本訓令7・一部改正)

(災害広報)

第96条 第51条第2項第3号に定める災害広報は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 警防活動障害排除に関すること。
- (2) 住民等の危害防止の措置に関すること。
- (3) 警戒区域設定に伴う区域からの退去に関すること。
- (4) 火気使用制限または禁止に関すること。
- (5) 出火防止に関すること。
- (6) 警防活動経過に関すること。
- (7) 前各号以外で、警防活動上または危険防止上必要な事項

2 災害広報は、警防活動に従事している隊員が必要と認めるとき行うものとする。ただし、統一的または組織的に行うものについては、現場最高指揮者の指示による。

(補給活動)

第97条 第51条第2項第5号に定める補給活動は、長時間にわたる災害現場活動で燃料、食糧および飲料等の補給を必要と認めるとき行うものとする。

2 現場最高指揮者は、前項の補給を行うときは、災害現場活動の状況を判断し、または警防本部と連絡を密にして補給活動を行うものとする。

3 警防活動に必要な警防資器材および消火薬剤等は、現場最高指揮者の要請または警防本部の判断により災害現場に搬送するものとする。

(平17消本訓令4・一部改正)

(報道広報)

第98条 第51条第2項第6号に定める報道機関への広報は、災害調査結果に基づき警防本部および現場最高指揮者が指定する場所で行うものとする。

2 前項の報道広報は、主に次に定める事項について行うものとする。

- (1) 災害覚知状況
- (2) 被災対象物の概況
- (3) 災害状況
- (4) 警防活動の概況
- (5) 消防行政上の問題点
- (6) 前各号以外で報道上必要な事項

3 報道広報実施に当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 実施場所は、警防活動に支障が及ばない位置とすること。
- (2) 広報事項は、災害調査実施結果の資料から必要事項を選択して行うこと。
- (3) 災害が長時間にわたるときは、中間発表を行うこと。
- (4) 広報は、現場最高指揮者があらかじめ指定した者が行うこと。
- (5) 警察機関その他の機関が広報を並行して行っているときは、広報時期、広報内容、広報手段等について調整すること。

(令6消本訓令6・一部改正)

第5節 警防活動結果の検討および研究会

(検討)

第99条 副本部長、大隊長および中隊長は、警防活動に関する検討会をそれぞれ開き将来の警防施策に資さなければならない。

2 前項に定める検討会の種別は、次のとおりとする。

- (1) 本部検討会
 - (2) 大隊検討会
 - (3) 中隊検討会
- (本部検討会の実施)

第100条 本部検討会は、第3出動の火災または特殊災害等で、副本部長が必要と認めたものについて行うものとする。

2 本部検討会の実施要領および参加者は、その都度定める。

(平27消本訓令1・一部改正)

(大隊検討会の実施)

第101条 大隊検討会は、大隊長が必要と認めた警防活動の実施結果について行うものとする。

2 警防本部員は、焼損面積300平方メートル以上の火災または特異な災害に係る検討会に参加するものとする。

(令6消本訓令6・一部改正)

(大隊検討会における検討事項)

第102条 大隊検討会における検討事項は、別表第9に掲げるものおよび次に掲げるもののうちから必要と認めるものについて行うものとする。

- (1) 災害拡大危険性と防ぎよ対策
- (2) 消防部隊の運用状況
- (3) 指揮活動と指揮命令の伝達およびその結果
- (4) 火災防ぎよ、救助、救急、水防等諸活動の適否
- (5) 関係機関、関係団体および関係者との連携状況とその適否
- (6) 安全管理状況の適否
- (7) 死傷者発生素因と防止対策
- (8) 警防計画の運用状況とその問題点
- (9) 前各号以外で大隊長が必要と認める事項

2 大隊検討会に当たっては、過去に行つた検討会で指摘した改善事項、賞揚事項および警防活動指針の実践状況についても検討しなければならない。

(平27消本訓令1・令6消本訓令6・一部改正)

(中隊検討会の実施)

第103条 中隊または複数の小隊による検討会は、消防部隊が警防活動に従事したとき当該活動に従事した中隊において行う。ただし、大隊検討会を行うものまたは軽易な警防活動については、省略することができる。

(検討会の開催および通知等)

第104条 検討会は、災害発生の日から起算して次の期日以内に行うものとする。

- (1) 本部検討会 30日
- (2) 大隊検討会 20日
- (3) 中隊検討会 10日

2 副本部長または大隊長は、本部検討会または大隊検討会の開催を決定したときは、その日時、場所およびその他必要な事項を関係者に通知しなければならない。

3 前項の検討会の実施に当たっては、警防活動の概況および災害の概況等の検討会資料を様式第2号により作成し、その結果を第1項第1号にあつては副本部長に、同項第2号および第3号にあつては、消防長に報告しなければならない。

(令6消本訓令6・一部改正)

(検討会実施結果の記録)

第105条 検討会実施結果の賞揚事項、改善事項および今後の警防活動の指針については、様式第3号により記録し事後の警防施策の推進に資さなければならない。

(警防活動研究会)

第106条 警防課長は、警防知識の習得、警防指揮技術等の向上を図るため、中隊長等による研究会を随時開催するものとする。

2 大隊長は、特異な災害の事例、研究結果等を素材とし研究会を開き警防技術の向上、効果的な訓練技術の開発および警防機器の活用技術の向上を図るものとする。

第6節 特別警戒

(特別警戒)

第107条 署長は、第49条に定める警防情報のうち特異な社会現象により災害が発生するおそれがあり、かつ通常の警防体制では対応できないと判断し必要と認めるときは、特別警戒を実施するものとする。

2 署長は、特別警戒の実施に必要な人員を、通常業務の制限または各種行事の中止等により確保するものとする。

(歳末警戒)

第108条 歳末繁忙期における火災予防および災害による被害の軽減を図るため、歳末警戒を実施するものとする。

第4章 非常警備

第1節 非常警備の実施

第109条 非常警備体制は、次の各号の一に該当する事象が発生し、または発生するおそれのあるとき発令する。

- (1) 特殊災害等
 - (2) 特別警戒で非常警備を必要とするもの
 - (3) 前各号以外で非常警備を必要とするもの
- 2 通常警備から非常警備への移行は、警防本部において行う。ただし、大隊長が必要と認めるときは、本部長の承認を得て行うことができる。
- 3 本部課長および大隊長は、非常警備が発令されたときは、通常業務を制限し、または中止し非常警備体制の確立に努めなければならない。
- 4 大隊長は、非常警備に必要な職員の確保は非常招集をもつて行うものとする。

(平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

第110条 原子力施設およびテロ対策ならびにその他、事故における警防活動に関し必要な事項は、別に定める。

(平15消本訓令5・追加、平27消本訓令1・一部改正)

第2節 警防活動組織の強化

- 第111条 本部長は、非常警備を発令したときは、必要に応じ署所内に警防指揮本部を、または災害の状況に応じ現地に警防指揮本部を設置して消防部隊を統括する。
- 2 警防指揮本部は、第41条に定める組織および任務により災害の状況に応じた活動を行うものとする。
- 3 前項の指揮体制は、第69条に定めるところによる。
- 4 現地に警防指揮本部を2以上設けるときの指揮本部長は、警防指揮本部長の特命する本部課長または大隊長をもつて充てる。
- 5 緊急消防援助隊福井県受援計画に基づく必要な事項は別に定める。

(平15消本訓令5・旧第110条繰下、平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・平29消本訓令3・令6消本訓令6・一部改正)

(消防部隊の再編成)

- 第112条 現地警防指揮本部長は、非常警備発令中の警防活動(以下「非常警備活動」という。)の実施にあたり災害規模等により必要と認めるときは、増強部隊を要請し、適宜中隊を編成して消防部隊の再編成を行うことができる。この場合において中隊長の指名は、現地警防指揮本部長が行う。
- 2 大隊指揮本部長は、非常警備活動の実施にあたり、災害規模等により必要に応じ増強部隊を要請し、特設中隊を編成して消防部隊の再編成を行うことができる。この場合において、中隊長の指名は、大隊指揮本部長が行う。
- 3 前項に定める中隊長は、非常警備活動の実施にあたり必要と認めるときは、災害に適応する小隊または班を再編成して災害等に対処するものとする。

(平15消本訓令5・旧第111条繰下)

第3節 非常警備活動

(非常警備活動)

- 第113条 非常警備活動は、災害の発生状況およびその規模を考慮した部隊運用を行い、災害の局限制圧に努めなければならない。
- 2 各部隊の指揮者は、指揮発令を的確に行い、各隊相互の連携を緊密に保持するとともに、強固な意思をもつて意図の実現を期さなければならない。

(平15消本訓令5・旧第112条繰下、平21消本訓令7・一部改正)

(非常警備活動基準)

第114条 非常警備活動の災害防ぎよ手段は、第3章第4節に定める警防行動の例による。

(平15消本訓令5・旧第113条繰下)

(緊急出動の例外)

第115条 非常警備活動の出動は、緊急出動とする。ただし、特に指示のあるときは、この限りでない。

(平15消本訓令5・旧第114条繰下、平27消本訓令1・一部改正)

第4節 非常招集

(平15消本訓令5・平27消本訓令1・改称)

(非常招集の発令および参集義務)

第116条 特殊災害等により大規模な災害が発生し、またはその発生が予測され、緊急に警防力を増強する必要がある場合は、職員の非常招集を発令する。

- 2 非常招集の伝達を受けたときは、職員は速やかに指定された場所(以下「指定場所」という。)に参集しなければならない。

(平15消本訓令5・旧第115条繰下、平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

(非常招集の種別)

第117条 非常招集は、現に勤務している職員以外の職員を対象として次の区分により行う。

(1) 1号非常招集 消防長が行う招集

(2) 2号非常招集 署長が警防業務または警防活動上特に必要と認めて所属職員に対して行う招集

2 署所長は、前項第2号の非常招集を行うときは、署長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急事案で署長の承認を得ることができない場合は、この限りでない。

(平15消本訓令5・旧第116条繰下、平17消本訓令4・平21消本訓令7・平27消本訓令1・一部改正)

(非常招集計画)

第118条 署長は、非常招集を効率的に行うため所属職員の参集所要時間および部隊編成等を考慮して、様式第4号および第5号により非常招集計画を樹立し、またはその都度修正しておかなければならない。

(平15消本訓令5・旧第117条繰下、平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

(参集)

第119条 職員は、非常警備を発令されることが予測されるときは、気象情報および災害発生状況を積極的に把握し非常招集に応じられる体制を整えるとともに、次の各号に該当するときは所属へ連絡し非常招集発令の有無、その他必要事項を確かめ発令の可能性のあることを覚知したときは、自発的に参集しなければならない。

(1) 大雨、洪水、風雨雪等に関する警報が発表され予測されるとき。

(2) 特殊災害等が発生したことを覚知したとき。

(3) 災害の発生が予測される相当量の降雪雪があつたとき。

2 非常招集(自発的参集を含む。以下同じ。)における職員の指定場所は、非常招集計画によるものとする。または、その都度指示するもののほか各自の属する署所とする。ただし、交通途絶その他特別の理由により当該署所へ参集できないときは、最寄りの署所に参集するものとする。この場合においては最寄りの署所は、災害状況に応じ各所属に参集できるよう必要な措置をとるものとする。

(平15消本訓令5・旧第118条繰下、平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

(除外職員)

第120条 非常招集は、次の各号に該当する職員には適用しない。

(1) 傷病等により休暇療養中の職員

(2) 出張および管外旅行中の職員

(3) 前各号以外で消防長または、署長が認める職員

(平15消本訓令5・旧第119条繰下、平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

第5章 雑則

(警防訓練等の承認)

第121条 署長は、次の各号に該当するときは、あらかじめ消防長に報告し承認を受けなければならない。

(1) 非常警備を行う必要があるとき。(非常招集を含む。)

(2) 重要な警防情報を発表するとき。

(3) 警防訓練等でサイレンを吹鳴するとき。

(4) 前各号以外で特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、緊急を要するときは、即報によることができる。

(平15消本訓令5・旧第120条繰下、平17消本訓令4・平27消本訓令1・一部改正)

(現場即報)

第122条 現場最高指揮者は、次の事項を警防本部長または大隊本部長に即報しなければならない。

(1) 指揮本部を設置したとき。(指揮権の移行を含む。)

(2) 災害種別、発生場所および被災物の状況

(3) 災害の程度および災害に大きな変化を生じたとき。

(4) 災害発生場所周辺の状況

(5) 消防部隊増強の要否

(6) 死傷者の状況

(7) 行方不明者または要救助者の状況

(8) 重大な警防活動作戦を実施したとき、または変更するとき。

(9) 住民の財産等に重大な損害を与えたとき。

(10) 消防車等が故障し任務遂行不能となつたとき。

(11) 消防水利に異常が生じたとき。

(12) 火災警戒区域を設定したとき。

(13) 火災の鎮圧、鎮火または警防活動を終了したとき。

(14) 前各号以外で必要と認める事項

(平15消本訓令5・旧第121条繰下、平21消本訓令7・平27消本訓令1・令6消本訓令6・一部改正)

(警防活動即報)

第123条 署長は、次の各号の一に対して警防活動を実施したときは、その状況を消防長に即報しなければならない。

- (1) 焼損300平方メートル以上の火災
 - (2) 焼損300平方メートル未満の火災で特異なもの
 - (3) 警防活動効果が顕著であると認めるもの
 - (4) 職員および団員等が負傷したもの(軽易なものを除く。)
 - (5) 死者が発生したもの
 - (6) 公共施設、重要建物に被災のあつたもの
 - (7) 火災以外の災害で特異なもの
 - (8) 前各号以外で必要と認めたもの
- (平15消本訓令5・旧第122条繰下・一部改正、平21消本訓令7・一部改正)

(報告)

第124条 署長は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について消防長に書類で報告しなければならない。

- (1) 警防活動実施結果
 - (2) 警防活動中における職員の死傷事案
 - (3) 警防活動実施に当たり住民の財産に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 警防機器の故障事案(軽易なものを除く。)
 - (5) 非常警備実施結果
 - (6) 特別警戒実施計画および実施結果
 - (7) 歳末警戒実施計画および実施結果
 - (8) 警防業務実績報告(年間)
 - (9) 前各号以外で必要と認める事項
- (平15消本訓令5・旧第123条繰下・一部改正)

(委任)

第125条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

(平15消本訓令5・旧第124条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年消防本部訓令第5号)

この訓令は、平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成17年消防本部訓令第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年消防本部訓令第7号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成25年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日消本訓令第5号)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成27年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年消防本部訓令第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年消防本部訓令第4号)

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(令和2年消防本部訓令第4号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年消防本部訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年消防本部訓令第6号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第23条関係)

(令2消本訓令4・全改)

火災警戒体制

	第1体制	第2体制	第3体制
警戒実施基準	火災気象通報(乾燥)が発表され警戒体制の必要を認めたとき。	火災気象通報(強風)が発表され警戒体制の必要を認めたとき。	火災警報が発令されたとき。 気象状況により火災危険が増大もしくは、第2体制を更に強化する必要があると認めたとき。
警戒体制	1 通常の出動体制とする。 2 署長が必要と認めたときは、消防車または広報車により巡回広報を実施する。	1 必要に応じて配置人員を増し、消防体制を強化することができる。 2 署長が必要と認めたときは、消防車または広報車により巡ら警戒を実施する。 3 警防機器の点検および増強 4 その他必要な事項	1 次のとおり出動配置人員および小隊の増強を図る。 (1) 消防署 1個小隊5名 分署または分遣所 2名の増員 (2) 消防車による巡ら警戒を実施する。 (3) 消防団は、必要により各分団ごとに巡ら警戒を実施する。 2 関係機関に対する協力要請および警防情報の収集 3 その他必要な事項

別表第2(第23条関係)
(令3消本訓令9・全改)
水防警戒体制

警戒体制	第1体制	第2体制	第3体制
防災気象情報	警戒レベル3相当	警戒レベル3相当	警戒レベル4・5相当
警戒実施基準	次の各号のいずれかの防災気象情報が発令され、必要と認めたとき。 1 大雨警報(土砂災害) 2 氾濫注意情報	次の各号のいずれかの防災気象情報が発令され、必要と認めたとき。 1 大雨警報(浸水害)、洪水警報、高潮注意報(警報に切替わる可能性が高いと言及されているもの) 2 氾濫警戒情報	次の各号のいずれかの防災気象情報が発令され、必要と認めたとき。 1 大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報 2 土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、線状降水帯発生情報
警戒・活動体制	消防本部 1 関係機関との連絡および情報収集 2 消防署間との連絡調整および情報の提供と記録の開始 3 消防署への指示、指導等 4 基準に基づき降水量、水位観測の開始 5 本部長が必要と認めるとき、警防本部準備室を設置	1 関係機関への連絡および情報収集 2 被害、氾濫、土砂災害危険状況等の把握 3 本部長が必要と認めるとき、警防本部を設置	1 関係機関への連絡および情報収集 2 被害、氾濫、土砂災害危険状況等の把握 3 補給活動 4 大規模災害が発生し管内消防力では対処困難と判断した場合、福井県広域消防相互応援隊、緊急消防援助隊の要請
	消防署・団 1 情報の収集 2 水災危険箇所の把握 3 水防パトロールの実施 4 水防資機材等の準備 5 大隊本部長が必要と認めるとき、大隊本部を設置	1 氾濫状況、土砂災害警戒等、危険状況の把握 2 消防署長および消防団長が必要と認めたとき、消防職、団員を招集し市町水防計画に基づく隊の運用 3 水防部隊の増員編成および交替要員の確立	1 関係機関への連絡および情報収集 2 被害、氾濫、土砂災害危険状況等の把握 3 福井県広域消防相互応援隊、緊急消防援助隊へ受援計画に伴う指揮体制、通信体制及び応援隊の活動等を行う。

別表第3(第23条関係)
(平17消本訓令4・全改、平21消本訓令7・平26消本訓令5・平27消本訓令1・令2消本訓令4・一部改正)
降積雪警戒体制

	第1体制	第2体制	第3体制
警戒実施基準	次の各号のいずれかに該当し必要と認めたとき。 1 平野部の積雪量が15センチ以上で更に降雪が予想されるとき。 2 気象台より風雪または大雪に関する情報等が発表されたとき。	次の各号のいずれかに該当し必要と認めたとき。 1 平野部の積雪量が30センチ以上で更に降雪が予想されるとき。 2 市街地の準幹線道路および重要生活道路に著しい交通障害が生じたときまたは生じる恐れがあるとき。	次の各号のいずれかに該当し必要と認めたとき。 1 平野部の積雪量が100センチ以上で更に降雪が予想されるとき。 2 降雪による被害の続出または孤立地区の続出が予想されるとき。 3 特別警報が発令されたとき。

消防機器等の整備	1 降積雪の状況により車両防滑チェーンの点検または装着 2 除雪器具等の積載 3 雪上消防活動に必要な資機材器具等の整備	1 小型ポンプの点検および搭載 2 資機材搬送器具の搭載 3 除雪器具等の増強および搭載	
警戒体制	1 除雪路線等の情報収集 2 管内の積雪量調査 3 署長が必要と認めたときは警火広報を実施する。 4 署長が特に必要と認める場合を除き警防調査は中止する。	1 署長が必要と認めたときは消防水利の除雪を実施する。 2 署長が必要と認めたときは警火広報を実施する。	1 署長は、警防体制の強化が必要と認めたときは所要の非番員を招集し特別警戒体制をとるものとする。 2 雪害の状況により消防団員を招集し特別警戒体制をとるものとする。 3 関係市町と連絡を密にし災害の防除に努めるものとする。 4 消防本部職員の警戒は警防規程第109条第2項の規定に基づき実施
警火広報	署長が認めたときは、警火広報を実施する。	第1体制に準じ実施する。	特別に指示する。
出動体制	通常の出動体制による。	1 必要に応じ特命出動を加える。 2 はしご車等は、通報時点で必要とする以外は、出動しない。	市街地に限り第2出動とし、必要により特命出動を加える。
備考	1 気象状況、降雪状況または、除雪進展状況により警戒体制の緩和または解除を行うものとする。 2 署長は本体制による他、特に管内の実情を考慮し一部配置人員の増減をすることができる。 3 署長は、除雪状況等により必要と認めたときは、文書による広報を実施する。 4 雪害等による消防水利確保対策については、全職員に割り当てるものとする。		

別表第4(第34条関係)
警防資器材表

種別	品名	種別	品名
吸水器具	可搬ポンプ 吸管 吸管媒介金具 吸管スパナー 吸管枕木 吸管ロープ (吸口ストレーナー) (吸管ストレーナー) ちりよけ籠 消火栓媒介金具 消火栓スタンドパイプ 消火栓ボックススパナ	放水器具	放水砲 放水銃 管鎗類 エアーフォームノズル類 放水ノズル 分岐金具 放水用媒介金具類 ホース類 ホース保護具 発泡機類 ラインプロポーショナー類 ホースカー
		救助器具	救助隊運用要綱別表に定める器具
		保安器具	同上
		通信器具	無線 固定無線 携帯無線
		その他	吸水、放水器具、特殊作業器具、救助、保安、通信器具等以外で警防活動に使用する資器材
特殊作業器具	可搬はしご 排煙機 鋸 ポートパワー チェーンソー エンジンカッター サルベージシート 斧 金てこ 小型破壊具 ショベル つるはし かけ矢 鉄線切 絶縁棒 チェーンブロック 滑車 エアースー		

別表第5(第41条関係)
(平17消本訓令4・全改、平21消本訓令7・平27消本訓令1・平29消本訓令3・一部改正)

警防本部の組織および任務

区分	統括責任	班	責任者	班員	任務および分担
統制	次長				1 警防活動方針に基づく具体的施策の決定に関すること。 2 消防部隊の運用および統括指揮に関すること。
総務	総務課長	総務	総務課長が指名する課員	総務課員	1 食糧品、医薬品、寝具等の調達配分および輸送に関すること。 2 各資器材、物資等の調達および経理に関すること。 3 公用負担補償に関すること。 4 消防の記録および資料の整備に関すること。 5 その他総務全般に関すること。
		渉外			1 災害対策本部および防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 対外応援要請等、渉外に関すること。 3 消防団との連絡に関すること。 4 その他各課に属さないこと。
情報	予防課長	広報	予防課長が指名する課員	予防課員	1 住民広報に関すること。 2 各関係機関、報道機関発表資料の作成と発表に関すること。 3 写真記録、まとめに関すること。
		指導			1 危険物、指定可燃物、有毒ガスおよび可燃ガスに関する防災上の応急処置指導に関すること。 2 避難に関すること。 1 災害情報収集ならびに記録に関すること。 2 災害発生原因の調査および被害状況の調査に関すること。 3 災害活動の記録に関すること。 4 各課の連絡に関すること。
警防	警防課長	作戦	警防課長が指名する課員	警防課員	1 警防本部の設置、運営に関すること。 2 災害現場活動方針に関すること。 3 消防部隊の運用と統括指揮に関すること。 4 消防職団員の招集、対外応援要請に関すること。 5 応援部隊の配置、誘導に関すること。 6 その他災害活動に関すること。
		補給			1 警防機器、その他現場活動上必要な資器材の調達、配分調整に関すること。 2 警防機器の補修に関すること。 3 交替要員の配置、運用に関すること。 4 その他災害の活動の支援等に関すること。
通信	情報管制課長	指揮連絡	情報管制課長が指名する課員	情報管制課員	1 消防通信の運用に関すること。 2 災害情報の収集、記録に関すること。 3 消防職員の非常招集に関すること。 4 救急関係機関との連絡および医療機関の実態把握 5 関係機関等への火災・災害速報等に関すること。 6 その他災害活動の支援等

別表第6(第42条関係)

(令2消本訓令4・全改、令4消本訓令3・一部改正)

大隊本部の組織および任務

	班	責任者	班員	任務および分担
消防署	指揮	署長(副署長)		1 警防活動方針に基づく具体的施策の決定に関すること。 2 消防部隊の運用および統括指揮に関すること。
	情報広報	防火指導課長 庶務課長 指揮本部長が指名した職員	防火指導課員 庶務課員	1 災害情報の収集および記録 2 災害活動記録 3 物資の調達 4 広報、管内に巡回 5 避難誘導 6 原因調査 7 その他特命事項
	消防	署課長	署員	1 災害活動(消火、救助、その他) 2 人員および物資の搬送

		北中山分遣所長 指揮本部長が指名した職員		3 救急と医療機関の把握 4 消防隊運用 5 その他の特命事項
丹生分署	指揮	署長(分署長)		1 警防活動方針に基づく具体的施策の決定に関する事 2 消防部隊の運用および統括指揮に関する事
	情報広報	副分署長所長	分署員所員	1 災害情報の収集および記録 2 災害活動記録 3 物資の調達 4 広報、管内に巡回 5 避難誘導 6 原因調査 7 災害活動(消火、救助、その他) 8 人員および物資の搬送 9 救急と医療機関の把握 10 消防隊運用 11 その他の特命事項
	消防	指揮本部長が指名した職員		

別表第7(第70条関係)
 (平21消本訓令7・平27消本訓令1・令4消本訓令3・一部改正)
 指揮本部長等に事故ある場合の任務代行基準

代行区分	出動区分	第1出動	第2出動	第3出動
指揮本部長の代行を事前に指定する場合		中隊長代理	次に掲げる順に代行する。 1 副署長または分署長 2 署課長または副分署長	次に掲げる順に代行する。 1 副本部長 2 警防課長 3 本部課長
災害現場において指揮本部長が事故等により指揮不能となった場合		次に掲げる順に代行する。 1 分遣所所長 2 前任小隊長		
災害現場において小隊長等が事故等により指揮不能となった場合		当該小隊に所属する消防士長、または階級順、前任順に代行する。		

別表第8(第95条関係)
 (平27消本訓令1・一部改正)

災害情報収集事項	
活動種別	収集事項
火災防ぎょ活動	1 被災対象物の構造、用途、収容物 2 燃焼状況および煙の流動状況 3 延焼拡大の危険性 4 被災対象物周囲の状況 5 火災防ぎょ活動に支障となる群衆、物品、収容物および被災対象物の構造 6 消防用設備の状況および作動状況 7 火災防ぎょ活動に利用可能な対象物の施設および構造 8 消防警戒区域の設定および運営に必要な状況 9 その他火災防ぎょ活動上必要な事項
救助活動	1 要救助者数および要救助場所 2 災害発生直前における滞在者数および避難者数 3 避難者の避難経路 4 行方不明者の状況 5 救助活動利用可能な設備の状況 6 救助活動に支障となる燃焼状況、煙の流動状況およびその他の状況 7 要救助者の危険切迫の程度および救助活動の難易 8 その他救助活動上必要な事項
救急活動	1 死傷者数および傷度 2 傷病者の動静 3 傷病者の避難場所または集結場所 4 要救助者の救助場所 5 医療機関の収容状況および収容可能な人員数 6 医師の出動状況 7 死傷者の搬送先および搬送人員 8 その他救急活動上必要な事項
その他の活動	1 災害発生の主な原因

	2 災害の拡大危険性 3 災害発生地の状況 4 火災警戒区域の設定および運営に必要な事項 5 災害応急対策状況
その他	1 消防部隊の活動状況 2 他の機関の活動状況

別表第9(第102条関係)

(平27消本訓令1・一部改正)

大隊検討会検討事項

検討項目	内容
指令後の措置	1 出動順路の選定の理由 2 警防任務の確認と徹底の可否
出動途上の措置	1 初動活動の判断および措置の可否 2 災害状況の把握と報告等の適否
交通事故防止措置	1 交通事故防止措置の適否 2 交通事故発生後の措置の適否
消防水利部署の位置	1 指定消防水利の適否、選定消防水利の適否 2 指定変更の理由とその効果 3 消防水利部署渉外の状況と措置 4 給水量の状況
現場到着時の措置	1 災害状況の把握と措置 2 現場即報の状況と措置 3 避難者、被救助者の状況と措置 4 市民等の動静と措置
救助活動状況	1 検索の方法、要点、順位、経路の適否 2 救出の方法、順位、経路の適否 3 誘導の方法、順位、経路の適否 4 救護活動、他隊との連携の適否
ホース延長状況	1 延長方法、経路の適否 2 ホース保護措置の適否
送水形態および放水圧力	1 送水時間、放水圧力、中継送水の適否 2 送水および送水圧力に係る連携行動の適否
筒先配備の措置	1 包囲態勢状況の適否 2 警防計画との比較 3 火災状況に対する筒先配備の適否
進入方法	1 進入位置、方法の適否 2 進入に必要な警備資器材使用状況の適否 3 はしご車等による進入の適否 4 煙中行動の適否
筒先部署の状況	1 はしご架梯位置の適否 2 筒先位置の適否 3 他隊との関係による筒先位置の適否 4 筒先移動の適否
特殊活動の状況	1 破壊、排煙、排熱、水損活動防止等の適否
放水の状況	1 注水目標の適否 2 注水種別の適否 3 注水技術の適否
安全管理の状況	1 危害防止措置とその適否 2 危害発生時の措置とその適否
救急活動の状況	1 担架搬送等の適否 2 傷病者観察の適否 3 救急措置の適否 4 搬送方法、搬送病院の適否
その他警防活動等の状況	1 災害調査の適否 2 災害情報収集の適否 3 災害広報の適否 4 警戒区域の設定等の適否 5 補給活動の適否 6 その他の活動の適否

別表第10(第64条関係)

(令2消本訓令4・全改、令6消本訓令6・一部改正)

消防団出動区域表

市町	出動区分 地区	第1出動	第2出動	第3出動	待機分団				
					鯖江	朝日	織田	越前	宮崎
鯖江市	進徳分団	進徳・惜陰・新横江 神明・中河・吉川・豊	鳥羽・片上・立待 石田・北中山・河和田	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
	惜陰分団	惜陰・進徳・新横江 神明・中河・吉川・豊	鳥羽・片上・立待 石田・北中山・河和田	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
	新横江分団	新横江・進徳・惜陰 中河・片上・北中山・河和田	神明・鳥羽・立待 石田・吉川・豊	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
	神明分団	神明・進徳・鳥羽・中河・立待 石田・吉川	惜陰・新横江・片上・豊 北中山・河和田	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	鳥羽分団	鳥羽・神明・中河・片上 立待・石田・吉川	進徳・惜陰・新横江 豊・北中山・河和田	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	中河分団	中河・新横江・神明・鳥羽・片上 北中山・河和田	進徳・惜陰・立待・石田 吉川・豊	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	片上分団	片上・新横江・神明・鳥羽・中河 北中山・河和田	進徳・惜陰・立待・石田 吉川・豊	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	立待分団	立待・神明・鳥羽・片上 石田・吉川・豊	進徳・惜陰・新横江 中河・北中山・河和田	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	石田分団	石田・神明・鳥羽・片上 立待・吉川・豊	進徳・惜陰・新横江 中河・北中山・河和田	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	吉川分団	吉川・進徳・神明・鳥羽・立待・石田・豊	惜陰・新横江・中河 片上・北中山・河和田	朝2・朝3		朝1・4・5	全分団	全分団	全分団
	豊分団	豊・進徳・惜陰・新横江・立待・石田・吉川	神明・鳥羽・中河・片上 北中山・河和田	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
	北中山分団	北中山・進徳・惜陰・新横江・中河 片上・河和田	神明・鳥羽・立待・石田・吉川・豊	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
	河和田分団	河和田・進徳・惜陰・新横江・中河 片上・北中山	神明・鳥羽・立待・石田・吉川・豊	宮1・宮4		全分団	全分団	全分団	宮2・3・5
越前町	朝日地区	1分団	朝1・朝2・朝3・朝4 朝5	織1・織4・宮4	石田・吉川・豊 宮1・宮3・宮5	左記以外 の全分団		織2・3	全分団 宮2

		2分団	朝1・朝2・朝3・朝4 朝5	織1・織4・宮4	石田・吉川・豊宮1・宮3・宮5	左記以外の全分団		織2・3	全分団	宮2
		3分団	朝1・朝2・朝3・朝4 朝5	宮3・宮4・宮5	石田・吉川・豊織1・織4 宮1	左記以外の全分団		織2・3	全分団	宮2
		4分団	朝1・朝2・朝3・朝4 朝5	織1・織4・宮4	石田・吉川・豊宮1・宮3・宮5	左記以外の全分団		織2・3	全分団	宮2
		5分団	朝1・朝2・朝3・朝4 朝5	織1・織4・宮2	石田・吉川・豊宮1・宮3・宮4	左記以外の全分団		織2・3	全分団	宮5
	織田地区	1分団	織田※1	織1・織2・織3・織4	朝1・朝3・朝4	越2・越3・越5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・5		越1・4・6 宮4・5
			上戸	織1・織2・織3・織4	朝1・朝3・朝4	越2・越3・越5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・5		越1・4・6 宮4・5
		2分団	織田※2	織1・織2・織3・織4	宮1・宮2・宮3	朝1・朝4・朝5 越2・越3・越5	全分団	朝2・3		越1・4・6 宮4・5
			平等	織1・織2・織3・織4	宮1・宮2・宮3	朝1・朝4・朝5 越2・越3・越5	全分団	朝2・3		越1・4・6 宮4・5
		3分団	山中	織1・織2・織3・織4	越2・越3・越5	朝1・朝4・朝5 宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3		越1・4・6 宮4・5
			三崎	織1・織2・織3・織4	越2・越3・越5	朝1・朝4・朝5 宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3		越1・4・6 宮4・5
		4分団	萩野	織1・織2・織3・織4	朝1・朝4・朝5	越2・越3・越5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3		越1・4・6 宮4・5
越前町	越前地区	1分団	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
		2分団	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
		3分団	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
		4分団	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
		5分団※3	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
		6分団※4	越1・越2・越3・越4 越5・越6	織1・織2・織3	朝1・朝4・朝5・宮1・宮2・宮3	全分団	朝2・3	織4		宮4・5
	宮崎地区	1分団	宮1・宮2・宮3・宮4 宮5	朝3・織1・織2	豊・朝1・朝4 越2・越3・越5	左記以外の全分団	朝2・5	織3・4	越1・4・6	

検 討 会 資 料

[illegible]

5	指 揮 体 制	第 1 指 揮 体 制		第 2 指 揮 体 制		第 3 指 揮 体 制	
		時 分		時 分		時 分	
6	鎮 圧 ・ 鎮 火	鎮圧時刻	時 分		鎮火時刻	時 分	
7	被 害 程 度	焼 損	棟		m ² 焼損	m ² 表面焼損	
		死 者	名(男 名 ・ 女 名)				
		傷 者	名(男 名 ・ 女 名)				
		その他の被害					
8	原 因						
9	気 象 状 況	天候 風向 風速 m 湿度 % 気温 度					
10	主 な 検 討 事 項						
11	別 添 資 料	活動状況表 防ぎよ活動図					
12	そ の 他	検討会に必要なその他の資料					
13	備 考						

様式第3号(第105条関係)

検 討 会 実 施 結 果 記 録

実 施 場 所	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間 分)	
実 施 場 所		
参 加 人 員		
災 害 概 況	発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
	発生場所	
	被害状況	
賞 揚 状 況		
改 善 事 項		
今後の警防 活動の指針 措置事項		

様式第4号(第118条関係)

様式第4号(第118条関係)

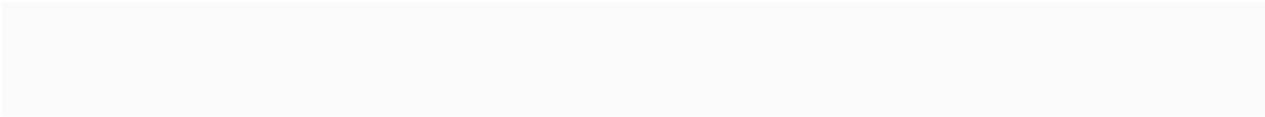
災害時出場担当割表

区	分	本	署	分遣所	現場(本部付)
東 部	一課				
	二課				
(6、7、12、13)	一課				
	二課				
南 部	一課				
	二課				
(1、2、3)	一課				
	二課				
西 部	一課				
	二課				
(9、10、11)	一課				
	二課				
北 部	一課				
	二課				
(4、5、8)	一課				
	二課				

区	分	本	署	分遣所	現場(本部付)
朝 日	一課				
	二課				
織 田	一課				
	二課				
宮 崎	一課				
	二課				
総 前	一課				
	二課				

様式第5号(第118条関係)

(平17消本訓令4・平21消本訓令7・一部改正)



様式第6号(第23条関係)

昭 和 年 号 法 第 4 条 第 1 項

様式第7号(第40条関係)
(令3消本訓令9・追加)

本部記録員	所属：	階級：	氏名：
-------	-----	-----	-----

別図(第67条関係)

(平21消本訓令7・一部改正)

別図(第67条関係)

指揮組織

第1 出場

第2 出場

第3 出場